

佐賀県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年二月十日から平成二十三年三月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前の別	幅員 メートル
県道 川棚有田線	西松浦郡有田町戸矢字脇水乙 七七五番六地先から 西松浦郡有田町戸矢字脇水乙 七八六番一地先まで	後	四一・〇 一六・〇
	西松浦郡有田町戸矢字脇水乙 七七五番六地先から 西松浦郡有田町戸矢字脇水乙 七八六番一地先まで	前	四一・〇 一六・〇
		延長 メートル	二〇九・五